

33.「パトリス」民事再生法の適用を申請する。

2009年7月17日、「パトリス」は東京地方裁判所に民事再生法の適用を申請した。なお、法的整理期間中も特許情報オンライン検索システムは、通常通り稼働しており契約者に支障が及ぶことはない。新システムの開発に多額な費用を必要としたことが今回の措置となった。(原文引用)

このニュースは、関係者に大きな衝撃を与えた筈だ。発明くんも、その一人である。発明くんが特許業界でお世話になったのが1972年である。「パトリス」のサービスをしていた(財)日本特許情報センター(JAPATIC)は1971年に設立された。発明くんは、リコー「情報機材部」で特許公報のマイクロフィルムを販売していたが、当時の知財業界を牽引していたのが「JAPATIC」であった。

◆「特許庁」・「JAPATIC」・「PATOLIS」の動きで知財業界の歴史が見える

- 1.1964年、特許庁内の出願事務の機械化を開始する
- 2.1970年、特許公開制度を含む特許法の一部改正が国会に於いて可決成立する
- 3.1971年、民間の財政協力で、財団法人日本特許情報センターが設立される
- 4.1978年、JAPATICは、日本初の特許情報オンライン検索システム「PATOLIS」のサービスを開始する
- 5.1984年、特許庁がペーパーレス計画を開始
- 6.1985年、JAPATICと(社)発明協会の特許情報部門を統合し(財)日本特許情報機構(JAPIO)が設立される
- 7.1990年、特許庁は、特許・実用新案の電子出願(オンライン出願)受付を開始する
- 8.1993年、特許庁は、1月よりCD-ROM版公報の発行を開始する
- 9.1996年、CD-ROM版公報を利用したNRIサイバーパテント等の民間事業者によるインターネット検索サービスが開始される
- 10.1997年、特許庁は、PAJ(日本特許の英文抄録)のインターネットサービスを試行
- 11.1998年、特許庁は、ホームページ上で検索サービスを開始する
- 12.1999年、特許庁は、特許電子図書館(IPDL)を開設する
- 13.2001年、JAPIOは、PATOLISサービスを、株式会社パトリス社に営業譲渡する
- 14.2009年、株式会社パトリスが民事再生法を申請
- 15.2014年、株式会社パトリスのサービス提供が終了
- 16.2014年、「パトリス」の特許情報(パトリスデータの著作権と「パトリス」の商標権)はNRIサイバーパテントへ譲渡される